

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 1 月 20 日

一宮市水道事業等管理者 多和田 雅也

1 業務概要

(1) 委託業務名

公共下水道官民連携手法導入可能性調査業務委託（以下、「本業務委託」という。）

(2) 業務内容

本業務委託の内容は、公共下水道官民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書（案）」という。）に示す。

(3) 履行期限

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日（予定）までとする。

※ 本業務委託の完了日は前記の履行期限を超えないものとし、技術提案に基づき決定するものとする。

(4) 提案見積限度額

43,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

※ 提案見積金額は、提案見積限度額を超えないものとする。

※ 提案見積限度額は、契約金額を示すものではない。

(5) その他

ア この手続きは令和 7 年度の当初予算成立を前提としたものであるため、市議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。

イ 手続きに係る情報、様式及び仕様書（案）等は、市公式ウェブサイト（ページ ID：1064690）で閲覧及びダウンロードすること。

2 技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に選定されるために必要となる要件

(1) 単体企業

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（「物品」を含む）に登録されている者であること。

ウ 参加表明書の提出日から技術提案書の提出日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の

措置を受けていないこと。

エ 参加表明書の提出日から技術提案書の提出日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 提案者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

キ 以下に記載する同種又は類似業務について、平成 26 年 4 月以降公示日までに完了した業務（元請けに限る。）において 1 件以上の実績を有すること。

（ア） 同種業務：下水道分野における PPP/PFI（官民連携）に関する支援業務

（イ） 類似業務：PPP/PFI（官民連携）に関する支援業務

## (2) 共同企業体

ア 単体企業に揚げる要件を満たしている者により構成されていること。ただし、(1)キについては代表者が該当していればよいものとする。

イ 共同企業体の代表者を選定するとともに、共同企業体に所属する構成員（以下、「構成員」という。）のすべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 構成員は、複数の共同企業体に所属する者でないこと。また、共同企業体に所属しながら自らが単体企業として参加しようとする者でないこと。

エ 構成員は、共同企業体として合意、協定、契約その他これらに類するものを書面で締結する者であること。

オ 参加表明書の受付期間後は構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

## 3 提案者を選定するための基準

ア 保有する技術職員の状況

イ 同種又は類似業務の実績

ウ 配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務の状況

## 4 技術提案書を特定するための評価基準

ア 技術者の経験及び能力

配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務の状況

イ 業務実施方針及び手法

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、工程計画及び動員計画の妥当性

ウ 評価テーマに対する技術提案

技術提案の的確性、実現性、独創性

エ 提案見積金額の妥当性

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所 10 階 上下水道部計画調整課

電話 0586-28-8623

電子メール keikakuchousei@city.ichinomiya.lg.jp

### (2) 説明書の配布期間及び方法

#### ア 配布期間

令和7年1月20日（月）から令和7年2月27日（木）までとする。

#### イ 配布方法

1(5)イのとおり

### (3) 参加表明書の提出期間及び方法

#### ア 提出期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月29日（水）までとする。なお、持参する場合は、前記期間のうち行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### イ 提出場所

5(1)に同じ。

#### ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、電子媒体は電子メールにより提出することも可とする。

### (4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

#### ア 提出期間

令和7年2月5日（水）から令和7年2月28日（金）までとする。なお、持参する場合は、前記期間のうち休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### イ 提出場所

5(1)に同じ

#### ウ 提出方法

提案者に選定された者は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、電子媒体は電子メールにより提出することも可とする。

### (5) 技術提案の方法

技術提案書に基づきプレゼンテーションを行い、その内容についてヒアリングを実施する。

## 6 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
5 (1)に同じ。
- (3) 詳細は説明書による。